

駒ヶ根市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数 6人

地区	区域	定数
竜西地区	南割、中割、北割二、北割一、小町屋、福岡、市場割、上赤須、下平、町一、町二、町三、町四及び上穂町の各区の区域	4人
竜東地区	中沢及び東伊那の各区の区域	2人

2 任用期間

農業委員会が委嘱した日（令和8年7月20日以降）から令和11年7月19日まで

3 身分 駒ヶ根市特別職の非常勤職員

4 主な職務内容

- 担当する区域で、農業委員と連携し、主に農地等の利用の最適化の推進に向けた以下の活動を行う。
 - (1) 担い手への農地の集積・集約化に向けた活動
 - (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた活動
 - (3) 新規参入の促進のための活動

5 委員報酬

月額40,300円

※農地利用の最適化に向けた活動実績等により、報酬額が加算される場合があります。

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として市内に住所を有する者
- (2) 他の法律等で兼職が禁じられていない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続き等

所定の様式に必要事項を記入の上、郵送または持参により、市農業委員会事務局まで提出してください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しません。

(1) 提出書類

区分	使用様式
地区推薦の場合	様式第1号（1地区推薦用）
農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号（2個人推薦用）
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第1号（3法人又は団体推薦用）
自ら応募する場合	様式第2号

※上記の書類については、市農業委員会事務局窓口に設置しています。また、市ホームページからダウンロードできます。

(2) 添付書類

法人又は団体推薦の場合は、以下の書類を添付してください。

- ・法人又は団体の活動がわかる書類（総会資料・パンフレット等）
- ・法人の登記事項証明書（推薦をする者が法人の場合）
- ・団体の規約、会則及び構成員の名簿の写し（推薦をする者が団体の場合）

8 推薦・募集期間

令和8年1月28日（水）から令和8年2月27日（金）まで【必着】

※持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

9 選任方法

推薦及び応募の人数が定数を超えた場合は、駒ヶ根市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会において候補者の選考を行います。（必要に応じて面接等を実施する場合があります。）なお、選任結果については、応募者・被推薦者に対し文書で通知します。

10 情報の公表

募集期間の中間と終了後に、市ホームページで以下の内容を公表します。

- ① 推薦又は応募する区域
- ② 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- ③ 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格・要件
- ④ 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ⑤ 推薦又は応募の理由
- ⑥ 推薦をする者が、農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

11 その他

農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦され又は応募することができますが、両方の委員を兼ねることはできません。

12 問い合わせ

〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20-1

駒ヶ根市農業委員会事務局

電話 0265-83-2111 (411)